

第5 計画の推進体制

1 計画の進行管理

「福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会」において計画の進捗状況の点検を行います。

(1) 計画の進捗状況の点検・公表

計画における各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

(2) 点検結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況を踏まえ、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めています。また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める内容について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

3 自立支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービスによる取組を推進するに当たり、障害者自立支援法に基づき、自立支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。